

庄内町告示第96号

平成30年度庄内町グリーン・ツーリズム推進団体育成補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年3月30日

庄内町長 原 田 眞 樹

平成30年度庄内町グリーン・ツーリズム推進団体育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の活性化を図るため、グリーン・ツーリズムによる都市住民等との交流を推進する町内の団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、町内の農業者等で組織されたグリーン・ツーリズムの推進を目的とする団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（次条において「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) グリーン・ツーリズムの推進に関する調査
- (2) グリーン・ツーリズムに関する研修会、講習会等の開催

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業に要する次に掲げるものとする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) 研修費
- (3) 事務費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、45,000円以内の額とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(概算払)

第8条 町長は、必要と認めるときは、団体の請求に基づき補助金の概算払をすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条、第7条関係）

事業計画（実績）書

1 目 的	
2 事業内容	
3 事業費等	

様式第2号（第6条、第7条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	